平成２６年（フ）第１０２８号
東京都葛飾区奥戸７―４―６、住民票上の住所東京都葛飾区奥戸３丁目17―20
破産者　小林　靖尚
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８８号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目６―29―201、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区土橋６丁目15―１　宮前平パームハウスＡ―412
破産者　冨山　成子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４８６号
東京都足立区綾瀬４丁目29―27―302
破産者　牧　　俊宏
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２４号
東京都練馬区向山１丁目７―７―305
破産者　大橋　國子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５４４号
神奈川県横浜市南区六ツ川２丁目７―17
破産者　永瀬　　哉
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５１号
神奈川県川崎市麻生区下麻生３丁目34―17
破産者　下風　大輔
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４１号
東京都墨田区東駒形４丁目15番８―403号
破産者　合資会社もなみソフトウェア
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４２号
東京都墨田区東駒形４丁目15番８―403号
破産者　有限会社もなみハードウェア
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４３号
東京都墨田区吾妻橋１丁目１―６―203
破産者　邑中　雅樹
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４４号
東京都小平市仲町425―12―307
破産者　渡邊ゆかり
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１０号
東京都足立区綾瀬４丁目29―27―302
破産者　牧　　英江
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７１号
東京都足立区千住東２丁目９番８―203号
破産者　株式会社ハイブリッドイデア
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１６４号
東京都墨田区緑４丁目23―６―201
破産者　神村美智子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２３７号
東京都板橋区大山町11―３―603　第２ルナマンション
破産者　佐藤　正志
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２５４号
東京都府中市若松町３丁目19番地の１
破産者　株式会社旭美研
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２５５号
東京都府中市若松町３丁目19―１―202
破産者　菊地　和子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３７２号
東京都中野区中野４丁目15―９―1007
破産者　児玉　晃一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５９９号
千葉県市川市南行徳３丁目９―４―103
破産者　榊原　一統
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１７号
東京都墨田区八広１丁目25番１―904号
破産者　株式会社大生
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１８号
東京都江戸川区一之江３丁目16―１　エスポワール一之江１―201
破産者　花岡　靖裕
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９４８号
東京都千代田区大手町１丁目５番１号　大手町ファーストスクエアＥＡＳＴＴＯＷＥＲ４Ｆ
破産者　メトロポリタン・トリロジー株式会社
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部